in 福岡市博多市民センター イベントの開催にあたって

令和3年12月9日より、福岡県の要請等に伴い全市的な対応を踏まえ、博多市民センターの会議室・ホールでもご利用団体様がイベント(※)利用時におかれましては、以下の対応が必要となります。

※イベント=不特定多数を招くような事業・催物。(サークル 活動や関係者のみの会議等は、イベントに該当しない)

1.内容

「イベント開催時に必要となる感染防止策」への対応状況 (【感染防止策チェックシート】)をホームページ等で公表 し、イベント終了時から | 年間保管する。

2. 適用開始

令和3年12月9日(木)ご利用分から

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

参考 催物 (イベント等) における感染防止対策の徹底をお願いします (福岡県 令和 3 年 11 月 29 日更新)



